

教育民生常任委員会 記録

- 1 日時：平成31年2月15日（金） 11時～11時25分
- 2 場所：三次市役所本館6階601会議室
- 3 事件：継続審査

議案第120号 三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）

- 4 出席委員 桑田典章，黒木靖治，竹原孝剛，保実治，横光春市，弓掛元
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

【福祉保健部】森本福祉保健部長，渡邊社会福祉課長，影山障害者福祉係長

- 7 議 事

開会

○桑田委員長 引き続き、会議を再開します。三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）について、閉会中の継続審査をさせていただきます。それでは、福祉保健部から、先日の委員会以降の取組について、ご説明をお願いします。

○森本部長 1月30日、31日の2日間の委員会の総意として受けとめさせていただいたことは、手話の歴史の部分をやった前文が必要だろうということと、第8条施策の推進について、もう少し書き込む必要があるのではないかと2点と受け止めさせていただいた。

つきましては、本日資料を提出させていただいておりますとおり、新たに前文を付け加え、第8条にこの条例に基づく施策の柱を具体的に記載させていただいた。

まず、前文から説明します。前文の組立については、今回条例化するに至った基本的なポイントは、手話は言語として認められること。これが1つのポイントになると思われる。これまで手話が置かれていた歴史、経過、手話が言語として認められた事実、これらを明記させていただいた。また、その後ろに手話を言語として認めたことにより、言語、これはコミュニケーションの基本であり、コミュニケーションがあるからこそ人々は文化を創造してきたと書かせていただいた。そういった歴史的背景を受け、三次市としては本条例を制定するに至った。という条例制定の背景を記載させていただいた。

第8条については、この条例による施策の柱をどのように捉えていくのかということであり

ますが、この条例の題名にもありますように、手話言語の普及というポイントが1つ、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進、これが2つ目のポイントということでもあります。そのあたりを施策の柱として明記させていただいた。第1号において、手話に対する理解及び手話を普及させるための施策。第2号において、手話を含む障害の特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通や情報取得を円滑に行うことができるようにするための環境整備。これがこの条例の施策の柱として書かせていただいた。

最後に前文を読ませていただく。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の体系と文法を持ったろう者の言語である。しかしながら、過去においては手話が言語として認められず手話の習得や使用に関して多くの制約があった中、障害者の権利に関する条約の批准を受けて成立した障害者基本法の一部を改正する法律において手話が言語であることが明記された。言語はコミュニケーションの基本である。そして、人々はコミュニケーションを取ることでお互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造してきた。三次市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する市民の理解を深めるとともに、手話を含む障害者が必要とする多様なコミュニケーション手段を確保することにより、障害者の社会参加を促進し、すべての市民がお互いの人格や個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、この条例を制定する。以上です。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いします。

○竹原委員 前回、私たちも関係者団体からそれぞれの立場での意見を聞かせてもらった。基本的には、手話は手話言語条例、難聴者・中途失聴者はコミュニケーションを含めてほしいという意見をいただいた。それらを一緒にするというで団体と意見交換をさせてもらい、今回の資料を見たら大分前進したと思う。関係団体が納得されるようなものにならないといけない。そのような団体とすり合わせをしているのか。

○森本部長 今回の条例については、三次市としてのスタンスを示すものとしており、行政主導で作らせていただいた。これまでの他市の取組等も参考にしながら、市としてこうあるべきという姿を示しているので、関係団体等には特段ご意見を伺っていない。

○竹原委員 それが関係団体としては不満なのだと思う。関係団体と市のスタンスもそうであるが、市民がどういう思いで条例を作ってくれるのか見守っているのだから、十分意見を聞いた中で、意見反映をさせながら、作っていくべき。そのあたりもぜひしてほしいと思う。

○桑田委員長 前回から取り組んでもらい前文も入れてもらい、第8条についても、鮮明になってなかったものが、きちんと入れていただいているので、私はいいかと思う。皆さんはどう

思われるか。

○保実委員 当事者の話を重視してやった方が良いと思う。

○横光委員 前文を読ませてもらったが、簡潔すぎると思った。これで手話が必要であったということが言い尽くせるのか。歴史というものがあつたことが入っていないと感じた。また、施策の推進も難しいと思うが、市はどういうことをすると、市の思いもあると思うが、やはり条例というものは、市民はこうしてほしい、事業所はこうしてほしいというのがあると思う、そこらをおある程度書いていくというか、こうなってくるんですよ、市はそのことによって、どういう動きをしてくれるのかという、その当事者の思いというのがあると思う。市の役割等かいてあるが、どこまでできるかなと思う。1年間検証して変えていくということもあろうかと思うが。

○森本部長 前文については、それぞれの歴史というものを書くという方法も1つかと考えるが、今回については、まずは基本的な部分を書かせていただき、条例に基づく今後の広報、周知、啓発そのあたりをしっかりとまた説明をさせていただきたい。また、市の責務、市民の役割、事業者の役割については、どのように第8条に基づく施策を推進する上で、どのように細かく担っていただくのか、そのあたりは推進方針で整理をさせていただきたい。

○弓掛委員 実際やってなにもしないのでは、条例をつくっただけとなつてはいけない。今後の事が大切だと思うが、関係団体に打診した方が良いと思う。

○森本部長 この条例は市の手話言語あるいは障害を持つ方々のコミュニケーションに関して、基本的な市の方針をつくらせていただいた。関係団体等との協議をしているものではない。これまでの他の例等、先だつて委員会でヒアリングをされた結果等も反映させた形でしっかりと作りこんだものと考えている。

○黒木副委員長 市のスタンスを示されたことはわかるが、当事者あつての条例だと思うので、関係者に話をされた方が良いと思う。廿日市市の条例に関しては立ち上げて10年かかり、やっと昨年成立したと聞いた。当事者の思いを聞いたうえで条例化された。100%意見を反映することはできないと思うが、ある程度了解がいるのではないかと思う。

○森本部長 各関係団体の主張があり、それを反映してはどうかというご指摘であります。市としては最低限の枠組みとして決めていかなければならないことをこれまでの各市町の取組等を協議する中で整理をさせていただいたものであり、今後、関係団体と意見を聞く場を設けるかということは現時点で考えていない。ただ、この条例を制定する前に各団体に集まっただき、意見を聞かせていただいた中で、三次市の障害者団体連合会からはしっかりと市の

方針をつくってもらいたい。というご意見をいただいた。私どもはそのご意見に基づいて、市としての方針を出させていただいた。

○桑田委員長 本日出た意見をどのようにまとめようかと思うが、委員から出た意見の中で、この資料を関係団体に意見を伺うということがあったが、全ての団体に聞けるのか。それができなければ、不公平になると思う。大切なことなので、条例をつくってもらい、今以上に障害の方に寄り添ってもらい、市としてすべきことを実行してもらいたい。委員から団体の意見を聞くなどの意見が出されているので、今後委員会の中で議論させていただきたいと思う。他に委員からご意見がありますか。

○保実委員 共生社会を築いていく条例ということで、市民のための条例となるようにしてもらいたい。市の方針を定めたということであれば、市民もなかなか納得しないと思うので、検討をしてもらいたい。

○横光委員 この条例をつくるキッカケというのは何だったか考えてもらいたい。大会に出たときに市長が関係団体の方の前で発言をされたことがキッカケと聞いている。皆さん期待されていると思う。できる前にある程度意見を言いたいというものがあると思う。こういうものをつくろうと思うと話をすることが、市民や関係団体に寄り添うということにつながってくる。

○森本部長 キッカケは広島県ろうあ大会が三次市であったとき、そこで市長がそういった条例をつくりたいということが、キッカケである。その時点でも1つの団体に偏ることなく、障害者全体を支援するための条例にしようということは申されていた。その趣旨に基づいて、コミュニケーションに障害を持つであろう全ての障害者の方々を支援できる条例にするというのが三次市のスタンスである。

○横光委員 そのことはよくわかっている。障害者団体を通じて皆さんに話をしてみるということがないと、上から目線の条例になってしまうのではないかと思う。

○弓掛委員 個々には無理だと思うが、ある程度の団体には話しはした方が良いという意見があるが、どのくらい団体があるのか。たくさんあるのか。

○森本部長 コミュニケーションに支障がある障害というと多岐にわたる。視覚障害、発達障害、障害にはならないにしても高次脳障害、色弱等、あらゆるコミュニケーションに障害を持つ方々がいらっしゃる。それらが団体化されているかと言えば、されていないところもある。ですから、皆さんの意見を聞くということになれば、そういった症状のある方々全てを拾い上げることになる。実際、全てということになると不可能に近いと思う。あるとすれば、三次市障害者団体連合会で意見集約をしていただくことになると思う。連合会会長からは、市の方でし

っかりやってくれという話しはいただいている。

○弓掛委員 たくさんあり、団体化されていないということであれば、その連合会へ見てもらうということはできないのか。

○森本部長 委員会の総意としてのご意見でありましたら、持ち帰り検討させていただく。

○竹原委員 皆さんの意見があるように、当事者団体との協議も含めて、充分意見を聞いてもらいたい。また、前文があっさりしすぎていると感じるので、もう少し検討を加えてもらいたい。

○桑田委員長 委員会での総意として、全ての方とはいかないが障害者団体連合会、ろうあ協会、難聴者・中途失聴者協会と話をしていただき、前文をもう少し丁寧に記載していただくよう検討していただきたい。

○森本部長 今、委員会の意見としていただいたものについても、持ち帰り、検討させていただく。

○桑田委員長 何とかこの条例を制定してもらい、色々な障害の方がいらっしゃるので、市民一人ひとりに寄り添っていただくことを望んでいるので、よりよい条例となるように引き続き取組を進めていただきたい。

以上で、委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成31年2月15日

教育民生常任委員会

委員長 桑 田 典 章